

大分県環境負荷低減事業活動の促進に関する基本計画の改定について

令和4年12月に策定した「県基本計画」において、**臼杵市、佐伯市及び豊後高田市**を新たに**特定区域に設定**し、県内での**有機農業の更なる産地拡大**を目指す。

県基本計画の概要 (R4.12月策定)

◆計画の位置づけ

みどりの食料システム法 (R4.7月施行)
第16条第1項の規定に基づく計画
(県と18市町村との共同計画)

◆策定の趣旨

『環境と調和した農林漁業の実現』

・環境負荷低減事業活動の促進

- ・上記の事業活動で生産された
農林水産物の流通及び消費の促進

◆環境負荷低減に関する目標 (R8)

- ・有機農業の取組面積 868ha
(R6実績: 618ha)
- ・有機JAS認証ほ場面積 420ha
(R6実績: 286ha)

※現行では特定区域の設定なし

環境負荷低減事業活動の内容

①土づくり、化学肥料、化学農薬の使用量
削減の取組を一体的に行う事業活動
(特別栽培、**有機農業**)

②温室効果ガスの排出量の削減に資する
事業活動

- ・ヒートポンプなど省エネ設備の導入
- ・バイオマス等の自然エネルギーの活用
- ・環境制御システムの活用

③農林水産大臣が定める事業活動

- ・養液栽培での化学肥料・化学農薬の使用低減
- ・プラスチック資材の排出又は流出の抑制 等

今回の改定：特定区域の設定

**臼杵市、佐伯市、豊後高田市の3市を
特定区域に設定する**

1 特定区域とは

各市町村が、地域ぐるみで取り組む特定環境
負荷低減事業活動※計画を策定し、その計画
が県基本計画に位置付けられた地域

2 特定環境負荷低減事業活動※の内容

①有機農業による生産活動

※3市とも①に取り組む

②廃熱などの活用により温室効果ガス排出量の
削減に資する生産活動

③環境負荷低減に資する先端的技術を活用して
行う生産活動

3 特定区域設定のメリット

区域内の農林漁業者は、個別に特定環境負荷低減事
業活動計画を作成し、県の認定を受けた場合、国の
補助金での優先採択や税制・金融面の支援措置等を
受けられる